

美しい 県土づくりNEWS



2006 年

7月

岩手県県土整備部手づくり広報誌

美しい県土づくり NEWS 24 号

平成 18 年 7 月 3 日発行

編集 県土整備企画室

岩手の風景

中央大橋（仮称）（盛岡市）

盛岡駅西口と開発が進む盛南地区を結ぶ中央大橋（仮称）では、年内の開通を目標に鋭意工事が進められています。水と緑に囲まれたこの橋は、県都盛岡の新たな玄関としての役割が期待されています。



盛岡駅側から写した写真。橋の向こう側には、盛岡市アイスアリーナ、盛岡市立病院が見えます。

目次

- P 2 ● 今月の人 沖河川港湾担当技監
- P 3 ● 都市計画法が改正されました
- P 5 ● 平成 18 年度建設業新分野進出等支援対策事業」を募集します
- P 9 ● 総合評価落札方式試行計画が決定しました
- P 11 ● エレベーターの緊急点検
- P 12 ● 地域の実情に応じた社会資本整備
- P 16 ● 道路百科 第 1 回
道路は何のためにつくるの？
- P 17 ● 森と湖に親しむ旬間
- P 18 ● トピックス
- P 21 ● インフォメーション
- P 22 ● みんなの声



この4月から3年ぶりに県土整備部でお世話になっております。

平成15年4月、平成14年7月の台風6号による大災害を受け、本格的な復旧事業が始まろうとする東磐井郡を所管する千厩地方振興局に着任しました。自分の大きな役割は、その地域住民が待ち望む安全で安心して暮らせる地域社会の早期の実現を目指し、着実に事業の進捗を図ることだと勝手な使命感？に燃えて赴任しました。

ところが現地では、市町村合併の議論の真ただ中で、県内唯一市が存在しない6町村の管内は喧々諤々、白熱した議論？が展開されていました。一関市との合併を目指す町村、東磐井郡6町村の合併を目指す町村、自立を目指す町村など様々でした。その実情を知るにつれ、自分の役割は、管内6町村の首長さん方と本音で意見交換できるような信頼関係を築き、地域がより良い方向に向けるように支援することだと判り、それから毎週のように首長さん方との意見交換をしながらコミュニケーションを図ることから始めました。そして、時間はかかりましたが、両磐の大合併に向けた議論が始まり、ホッとする間も無く、今度は、合併条件での合意が得られず、不安に駆られる日々もありましたが、それよりも、この自治体の平成の大合併、首長さん方にとっては精根尽きるような辛い日々であることを肌で感じ、一国一城の主で地域性の異なる？首長さん方の総意が如何に難しいかということも痛切に感じたものでした。

県土整備部を離れ、初めて土木関係以外の農業や福祉関係なども含む総合行政に取り組むことになったわけですが、各部からの業務説明を受けただけでは、その状況が判らず、大変な戸惑いと不安の日々でもありましたが、先ずその実情を知ることだと思い、現場に出て、地域の人の生の声を聞くことに努め、たまには新鮮な果菜や美味しい加工品を頂くこともあり、徐々に地域住民とのコミュニケーションを図ることに慣れてきました。

そして、その地域の生の声を聞くことの重さを知り、「小さな言から大きな成果」をキャッチコピーとして、地域住民と振興局との住民懇談会「東磐井住民企画室」を企画し、地域で様々な活動をしている団体やグループなどの皆さんとの意見交換会はとても有意義なものになりました。それらの結果を県政提言と同様に地域のニーズとして取りまとめ、局内で情報共有するとともに、地域の代表者と振興局の局議メンバー等で構成される地域経営懇談会などの継続的な施策評価の中でそれらの提言を反映させることとし、振興局が主催するイベントや研修会等においてもできるだけアンケート調査による参加者のニーズの把握に努めるなど、管内におけるニーズを把握・分析し、データベース化しました。

地方分権の進展で、物事が最も地域住民に近いところで決まる仕組みが作られようとする中、「自立した地域社会の形成」を進めるためには、その地域の「強み」「弱み」、特徴をしっかりと見極め、地域住民と共に考え、地域のニーズを把握したうえで、本当にその地域に必要なものは何なのか？我々の使命は、その「地域らしさ」を追求する中で、県政の理念である「自立・参画・創造」による持続的な地域づくりを支援して行くことだと思います。

県民の安全・安心な暮らしを支え、自立する地域の礎となる力強い社会基盤をしっかりと築くため、顧客である地域住民、そしてビジネスパートナーである市町村やNPOなどとの連携を今まで以上に強めて行く必要があります、そのためにも常日頃からのコミュニケーションが大切であると考えています。





都市計画法が改正されました



1 まちづくり三法改正の背景

全国的に中心市街地の空洞化が進み、さまざまな問題が生じてきたことから、その対策として平成10年にいわゆる「まちづくり三法」（都市計画法（改正）、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法）が制定されました。

しかし、これらの法律が施行された後も中心市街地の活性化に進展が見られず、本県の都市においても中心市街地の空き店舗が増加し、いわゆる「シャッター通り」化が進行しています。

一方、都市の郊外には、大型のショッピングセンターやロードサイド店の出店が相次いでおり、人口が減少する状況の中で中心市街地の空洞化と都市の拡散がさらに進む懸念が強まっています。

2 国会審議と公布日

このような状況を踏まえ、国土交通省と経済産業省は「まちづくり三法」の見直しを進め、平成18年の通常国会に都市計画法と中心市街地活性化法の改正案を提出しました。これらの法案は、国会の審議を経て可決成立し、それぞれ次のとおり公布され、一定の期間を経て施行される予定となっています。

都市計画法 公布日 平成18年5月31日

中心市街地活性化法 公布日 平成18年6月7日

なお、今回は、大規模小売店舗立地法の改正はありませんが、改正された中心市街地活性化法に一定の地域で大規模小売店舗立地法の手続きを緩和する規定が盛り込まれました。

今回改正された二法のうち、当課が所管する都市計画法の改正について、以下にその概要をご紹介します。

3 都市計画法改正の要旨

今回の改正は、人口減少・超高齢社会を迎えて、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすい“まち”として、商業や居住、医療、公共施設等の様々な機能が集積したいいわゆる「コンパクトな都市構造」の実現を目指しています。

特に、広域にわたって人の流れや土地利用に影響を与え、新たな道路の整備等が必要となる大規模集客施設※1について、立地できる地域が概ね都市の中心部に限定されます。一方、これにより立地が規制される地域において、その都市の目指すべき姿に照らして適切かどうかを、住民参加のもとに「よく判断」することにより立地が可能となる制度も創設されました。

また、市街化調整区域内の大規模開発を許可できる規定の廃止や病院や社会福祉施設などの公共公益施設の立地についても開発許可の対象となるなど、開発許可制度の見直しも図られています。

※1 大規模集客施設：改正法では、床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等と規定しています。



都市計画法の主な改正点はこちら

1 「大規模集客施設」の立地可能な地域を限定

(1) 市街化区域、用途地域における立地規制

「大規模集客施設」が立地可能な用途地域を現行の6地域から3地域（商業地域、近隣商業地域、△準工業地域）に限定されます。

△ただし、地方都市の準工業地域においては、「特別用途地区」制度により、大規模集客施設の立地を規制することが、中心市街地活性化法における「基本計画」の認定※2の条件となります。

※2 中心市街地活性化法における「基本計画」の認定：中心市街地活性化法の改正では、国の支援等の「選択と集中」を図るため、市町村が策定する「基本計画」を内閣総理大臣が認定する制度が設けられました。

(2) 非線引き都市計画区域白地地域※3等における立地規制

非線引き都市計画区域、準都市計画区域内の白地地域では「大規模集客施設」は原則として立地できなくなります。

※3 非線引き都市計画区域白地地域：「非線引き都市計画区域」内の用途地域が定められていない地域のことを指します。

なお、都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域を区分するいわゆる「線引き都市計画区域」（県内では盛岡広域都市計画区域のみ）と線引きを行わない都市計画区域「非線引き都市計画区域」があります。

2 用途を緩和する制度の創設と都市計画提案制度の改訂

(1) 用途を緩和する地区計画制度の創設

第二種住居地域、準住居地域、工業地域及び非線引き都市計画区域の白地地域においては、「大規模集客施設」の立地も認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）が創設されました。

(2) 都市計画提案制度の充実

県や市町村に対して都市計画を提案できる者の範囲が、土地所有者等やまちづくりの推進を図るために設立されたNPO法人に加え一定の開発事業者まで拡大されます。

3 県の広域調整手続及び準都市計画区域制度の拡充

(1) 関係市町村の意見の聴取

都道府県知事が市町村の都市計画決定等に対する協議同意を行う際に、関係市町村から意見を聴くことができるようになります。

(2) 準都市計画区域制度の拡充

都市計画区域外の秩序ある土地利用を図る必要のある区域等において、農地を含み広く指定できるように、準都市計画区域の指定要件が緩和されます。また、今まで市町村が指定していましたが、法改正により都道府県が指定することになります。

4 開発許可制度の見直し

線引き都市計画区域における市街化調整区域内の計画的な大規模開発を許可できる規定が廃止されます。

また、今まで開発許可が不要だった、病院、福祉施設、学校等の公共公益施設が開発許可の対象となります。

5 施行期日

施行期日は、法が公布された日から起算して以下の期間以内において政令で定める日となります。

(1) 2 (2) の都市計画提案制度・・・3ヶ月施行

(2) 3 の県の広域調整手続および準都市計画区域の拡充・・・6ヶ月施行

(3) その他の改正・・・1年6ヶ月施行

建設業

平成 18 年度建設業新分野進出等支援対策事業」を募集します

県では、新たな事業分野へ進出して経営基盤強化を図ろうとする建設業者の方々に対し、新分野進出等に必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

1 事業目的

岩手県では、県内の建設業を営む企業の新分野への進出や業種転換を促進し、県内地域経済の振興と雇用の安定を確保するため、建設業者等が新分野進出事業等を行う場合に要する経費の一部に対し補助金を交付します。

2 補助対象者等

(1) 対象者

- ① 岩手県内に主たる営業所を有する建設業許可業者
- ② 新分野進出事業等に関し協定を締結している 2 以上の建設業者で構成するグループ
- ③ 県内に主たる営業所を有し、建設業法の許可を有する中小企業等協同組合、協業組合

(2) 対象事業

建設業者等が新分野進出や業種転換するためにこれから実施する下記の事業

事業名	事業内容
新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの研究開発事業	新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの試作・改良等、研究開発に関する事業
新分野進出事業等に必要な製品・技術・サービスの販路開拓事業	(1) 展示会の開催又は見本市への参加 (2) 販路開拓調査等 ① 専門コンサルタントの委嘱等により行う販路開拓に関する調査 ② 新製品等の販路開拓のための広報事業 ③ 品質表示（品質保証表示等を行う事業を含む。）事業
新分野進出等に必要な人材養成事業	新分野進出等に必要な経営、技術に関する研修等であって経営者及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの

※新分野進出

日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業（ただし、土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。）への進出や業種転換

3 補助金の額

100 万円を上限額とします。

（製品・技術・サービスの研究開発事業にあつては当該経費の 2 分の 1 以内の額、販路開拓事業及び人材養成事業にあつては当該経費の 3 分の 2 以内の額）

※補助金（枠）は、1 振興局（各総合支局）あたり 100 万円（1 件程度）を予定

4 補助対象となる経費

事業区分	経費区分	経費区分の明細
製品・技術・サービス研究開発事業	謝金	委員謝金、専門家謝金
	旅費	委員旅費、専門家旅費、社員旅費
	開発事業費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費、外注加工費、検査分析費、技術開発コンサル料、構築物の建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	研究開発事業の一部を委託する経費
販路開拓事業	謝金	販路開拓に伴う専門家謝金
	旅費	専門家旅費又は社員旅費
	販路開拓費	展示会・見本市等出展料、会場使用料、出展経費、製品等の作成に要する材料費、機械の賃借料、広告宣伝費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	販路開拓事業の一部を委託する経費
人材養成事業	謝金	専門家謝金、実習企業等謝金
	旅費	専門家旅費、社員旅費
	会議費	会議費、会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、雑役務費、消耗品費、研修受講料
	委託費	人材養成事業の一部を委託する経費

※補助対象経費は、補助事業年度中に補助事業者に対して支出（支払が現実に行われるもの）する費用に限られます。

※消費税、振込み手数料は補助対象経費になりません。

※フランチャイズ契約、代理店契約等で、保証金・加盟金・契約金等は補助対象外経費です。

5 申請方法等

(1) 申請方法

申請者からの応募及び経営支援センターによる推薦とします。

(2) 申請期間

平成 18 年 6 月 30 日（金）～7 月 31 日（月）

(3) 申請書類

■申請様式

- ・「建設業新分野進出等支援対策事業費補助金応募申請書」（様式第 1 号）
- ・申請者概要書（別紙 1）
- ・事業計画書（別紙 2）

■補足資料

- ・調査票

(4) 提出先

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局

No.	公所名・所在地	電話番号	所管市町村
1	県南広域振興局土木部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町1番2号 奥州地区合同庁舎	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
2	県南広域振興局花巻総合支局土木部 〒025-0075 花巻市花城町1番41号 花巻地区合同庁舎	0198-22-4971	花巻市 遠野市
3	県南広域振興局北上総合支局土木部 〒024-8520 北上市芳町2番8号 北上地区合同庁舎	0197-65-2738	北上市 西和賀町
4	県南広域振興局一関総合支局土木部 〒021-8503 一関市竹山町7番5号 一関地区合同庁舎	0191-26-1418	一関市 平泉町 藤沢町
5	盛岡地方振興局土木部 〒020-8570 盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎	019-629-6630	盛岡市、八幡平市、 雫石町、葛巻町、岩 手町、滝沢村、紫波 町、矢巾町
6	大船渡地方振興局土木部 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6番1号 大船渡地区合同庁舎	0192-27-9919	大船渡市 陸前高田市 住田町
7	釜石地方振興局土木部 〒026-0043 釜石市新町6番50号 釜石地区合同庁舎	0193-25-2708	釜石市 大槌町
8	宮古地方振興局土木部 〒027-0072 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎	0193-64-2221	宮古市、山田町、岩 泉町、田野畑村、川 井村
9	久慈地方振興局土木部 〒028-8042 久慈市八日町1番1号 久慈地区合同庁舎	0194-53-4990	久慈市、普代村、野 田村、洋野町
10	二戸地方振興局土木部 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡52 二戸地区合同庁舎	0195-23-9209	二戸市、軽米町、九 戸村、一戸町

6 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局において、必要に応じ現地調査、ヒアリング、審査会等により審査し、概ね1社程度を選定します。

(2) 審査の視点

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ① 事業の将来性（将来的な事業の発展可能性）
- ② 雇用効果（雇用の維持・増加等の期待可能性）
- ③ 新規性・独創性（技術・商品・事業スキーム等の新規性・独創性）
- ④ 社会貢献性（地域経済への貢献度、産地形成など）

7 補助事業予定者の決定

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局において、平成18年8月を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設業新分野進出等支援対策事業採択（不採択）通知書により、補助事業者へ通知する。

8 補助事業スケジュール

時期	内容
6月30日～7月31日	事業計画書受付期間（相談センター必着）
8月	審査（ヒアリング等）、計画の採択決定
8月下旬～9月上旬	補助金申請書提出、補助金交付決定
9月	事業着手（交付決定後）
事業完了時（19年3月末）	実績報告、完了検査、補助金支払

※注：あくまで上記スケジュールは、目安でありますことを申し添えます。

9 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります。（自己資金、つなぎ短期資金など）
- (3) なお、前金払いが必要な場合は、前金払いの理由を個別・具体的に確認の上、必要とする範囲内でお支払いします。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (5) 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、公文書開示請求の対象となります。

10 問合せ先

県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：白澤、藤澤

TEL 019-629-5954 FAX 019-629-2052

県南広域振興局（各総合支局含む）、各地方振興局（上記5(4)提出先に電話番号記載）





総合評価落札方式試行計画が決定しました

県土整備部では、平成 18 年 6 月 7 日（水）に県土整備部総合評価判定委員会を開催しました。この委員会は、総合評価落札方式を透明性、公正性を持って運用するために設置されており、県土整備部と総務部の職員並びに地方自治法に基づく外部学識経験者（4 名）によって構成されています。

今回は各振興局土木部等が策定した本年度の試行計画について、発注条件として予め規定する工事ごとの技術提案内容等が審査され、提案された 31 件の工事全てが承認を受けています。

今回試行を決定した工事の内訳については以下のとおりであり、これらの工事の具体的な発注については、各振興局等から 7 月以降順次個別に発注される予定となっています。

[承認された試行計画の概要]

1 試行対象工事

(1) 対象工種

土木、電気、舗装、法面工の計 4 工種。

(2) 実施する評価型と対象工事費（設計額）

① 簡易型：設計額 5 千万円以上 1 億円未満の工事

② 標準型：設計額 1 億円以上 5 億円未満の工事

(3) 試行件数

簡易型 22 件

標準型 9 件

計 31 件

2 技術評価配点及び評価方式

① 簡易型：10 点満点（加算方式）

② 標準型：15 点満点（除算方式）

3 技術提案評価項目

簡易型は、「施工計画」、「企業の施工能力」、「配置予定技術者の経験等」、「地域精通度」を評価する。

標準型は、簡易型の各評価項目に加えて、「総合的なコストの縮減」、「工事目的物の性能、機能の向上」、「社会的要請への対応」のうちいずれか 1 つの提案課題を発注者が選定し、技術提案を求めて評価する。

【試行対象工事内訳】

	No.	工事名	工種	振興局
簡易型	1	一般県道雲石東八幡平線 玄武地区道路改良工事	土木	盛岡
	2	主要地方道盛岡環状線仙北町地区無散水消雪工放熱管敷設工事	土木	盛岡
	3	主要地方道盛岡和賀線笹間地区舗装工事	舗装	花巻
	4	和賀橋橋梁維持修繕	土木	北上
	5	西和賀町道東側幹線飯豊地区道路改良その3工事	土木	北上
	6	一般国道397号赤金の3地区道路改良工事	土木	県南
	7	(主)一関北上線柵の瀬地区道路改良(1工区盛土)工事	土木	一関
	8	大船渡港永浜・山口地区岸壁(-7.5m)物揚場(-4m)本体工工事	土木	大船渡
	9	一般県道世田米矢作線三の戸地区橋梁下部工工事	土木	大船渡
	10	国道397号高屋敷地区道路改良(4工区)	土木	大船渡
	11	2級河川大槌川源水地区 護岸築堤(三陸高潮対策)工事	土木	釜石
	12	2級河川甲子川筋大渡地区河川改修(護岸工)工事	土木	釜石
	13	一般国道283号、大橋～仙人地区道路災害防除工事	法面	釜石
	14	一般国道283号菅蒲沢地区道路改良工事	土木	遠野
	15	鈴久名地区橋梁架設(下部工)工事	土木	宮古
	16	小山田地区道路維持修繕工事	舗装	宮古
	17	大沢漁港海岸保全(堤防他)工事	土木	宮古
	18	長内川筋長内地区河川改修工事	土木	岩泉
	19	主要地方道久慈岩泉線滝の2地区法面防災工事	法面	久慈
	20	町道一本松高森出ル町線西田子地区道路改良(その5)工事	土木	二戸
	21	主要地方道二戸九戸線二戸大橋歩道消雪設備工事	電気	二戸
	22	一般県道上斗米金田一線豊年橋橋梁下部工工事	土木	二戸
標準型	1	一般国道282号一本木バイパス1号橋梁(下部工)工事	土木	盛岡
	2	築川ダム建設 一般国道106号 3号橋下部工-2 (A1,P1,P2,A2)工事	土木	盛岡
	3	一級河川磐井川筋下り松地区砂防堰堤(その2)工事	土木	一関
	4	大船渡港永浜・山口地区中仕切護岸(F)工事	土木	大船渡
	5	片岸の沢筋砂防施設(砂溜工)その3工事	土木	釜石
	6	釜石港須賀地区道路及び野積場舗装工事	舗装	釜石
	7	二級河川織笠川筋織笠川水門(仮設工)工事	土木	宮古
	8	一般国道455号早坂地区道路改良工事	土木	岩泉
	9	平内海岸高潮対策(防潮堤その6)工事	土木	久慈

問い合わせ先

建設技術振興課

TEL019-629-5950



エレベーターの緊急点検

岩手県内のシンドラエレベータ(株)製エレベーターの状況

平成18年6月3日午後7時20分ごろ、港区区民向けマンション「シティハイツ竹芝」において、エレベーターから降りようとした少年がエレベーターのドアが開いた状態で上昇したため、エレベーターの天井と床に挟まれ死亡する事故が発生しました。このエレベーターには住民から不具合の苦情が多数寄せられていたとのこと。現時点(6月末)で事故の原因は、まだ明らかになっていません。

この事故を受けて、国土交通省から6月7日付けで各都道府県に対して、同社製のエレベーターの点検依頼があり、本県においても設置箇所の特定を行いました。

県内に存在するシンドラエレベータ(株)製、又は、同社が保守を行っているエレベーターは5台確認され、この5台のエレベーターの所有者に対して緊急点検を要請しました。

この結果、過去に不具合が生じたものが1件あるものの、いずれも現時点での点検において異常はありませんでした。なお、民間施設2件については、維持保全上注意を要する事項もあるため、県及び盛岡市から所有者に対し、改善指導を行うこととしております。

1 緊急点検を行ったエレベーター

(1) 公的施設：施設名公表済

- ・ 一関高等工専(一関市内)(国所管)
- ・ 水沢郵便局(奥州市内)(郵政公社所管)
- ・ 鷹生ダム(大船渡市内)(県河川課所管)

(2) 民間施設：施設名非公表

- ・ 盛岡市内施設
- ・ 滝沢村内施設

2 緊急点検の内容と結果

(1) 点検方法

施設の所有者に対して、通常の維持管理の点検に準じた点検と過去の事故・不具合の状況を報告するよう要請した。(所有者は保守会社に点検を依頼)

(2) 緊急点検の結果

- ① 5台のエレベーターとも、今回の点検では異常がありませんでした。
- ② 水沢郵便局においては、平成17年9月に不具合があったものの、保守業者がその時点で調整し、復旧済でした。
- ③ 民間施設2件については、維持保全上注意を要する事項もあるため、県及び盛岡市から所有者に対し、改善指導を行うこととしております。

問い合わせ

建築住宅課 TEL:019-629-5936

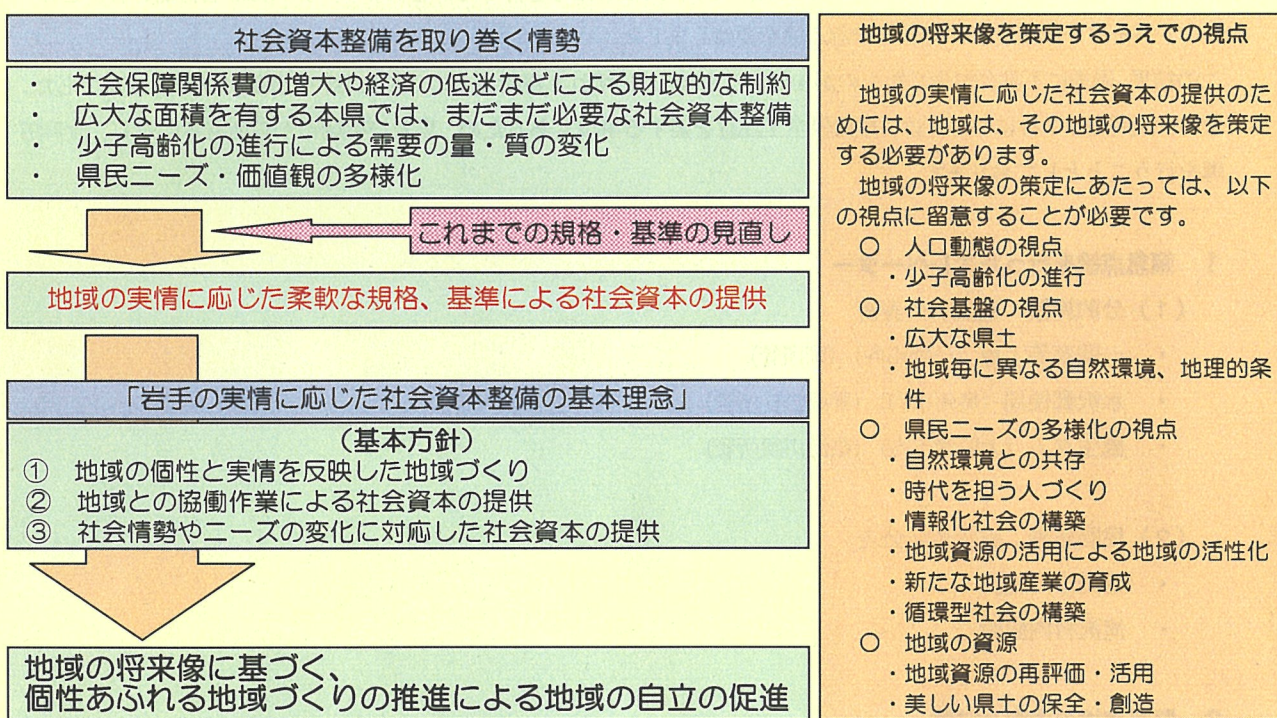
岩手らしさ

地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン

地方の実情に応じた社会資本整備とは、地域住民等の意見を反映させながら、全国一律の基準でなく、地域の実情に応じた基準や構造で行うものです。これを進めるため以下に紹介する「ガイドライン」（平成16年度策定）に基づき、各振興局等において、事業を実施しています。

地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン（概要）

◇岩手の実情に応じた社会資本整備の基本理念

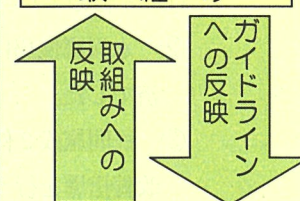


◇地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン

目 的	・ 基本理念の実現 ・ 取組みに対する関係者間の意識の共有 ・ 継続的な取組みの促進
内 容	・ 4つの事業段階と9項目の留意事項について、地域の個性や実情に応じた社会資本を提供するために必要なノウハウや留意点を記載 ・ 県内外の事例
対 象	・ 社会資本の提供に携わる行政担当者及び地域住民の方々

ガイドラインは、取組みを通じて発展、成長させる必要があります。

取 組 み



ガイドラインの成長

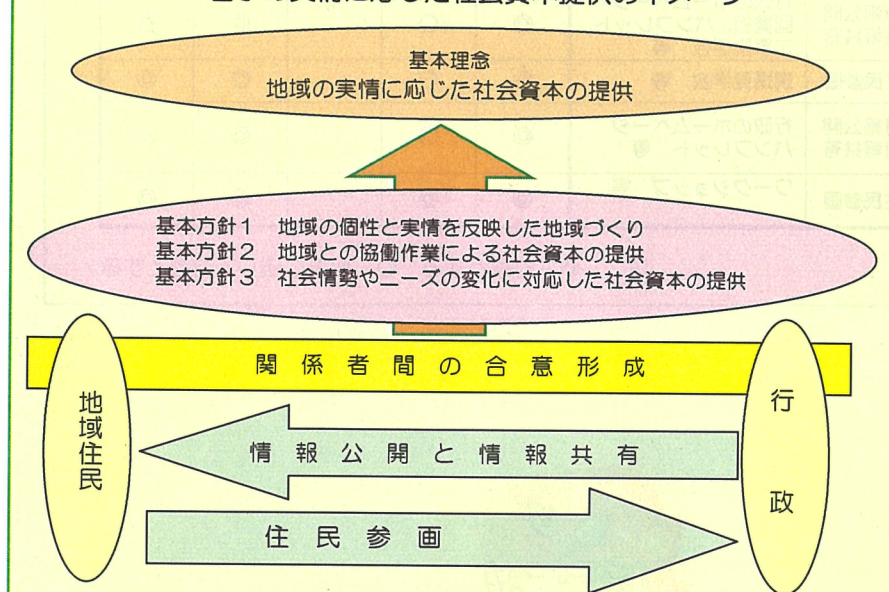
○ 4つの事業段階

- ① 構想段階
事業実施の有無を含め、最初の合意形成を図る段階
- ② 計画段階
具体的な実施内容を詰める段階
- ③ 実施段階
詳細設計及び施工等の事業を実施する段階
- ④ 維持管理段階
整備された社会資本を利用・維持・管理する段階

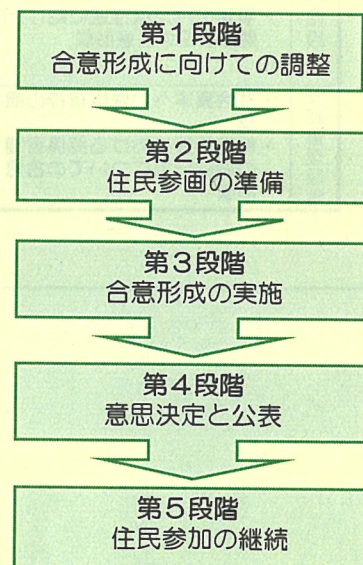
○ 9項目の留意事項

- ① 関係者間の合意形成
- ② 情報公開と情報共有
- ③ 住民参画
- ④ 地域のリーダーシップの発揮
- ⑤ NPO・自治会等との連携・協働
- ⑥ 社会情勢を反映した需要の量・質
- ⑦ 地域の実情を反映した規格・基準
- ⑧ 環境等への配慮
- ⑨ ユニバーサルデザインの導入

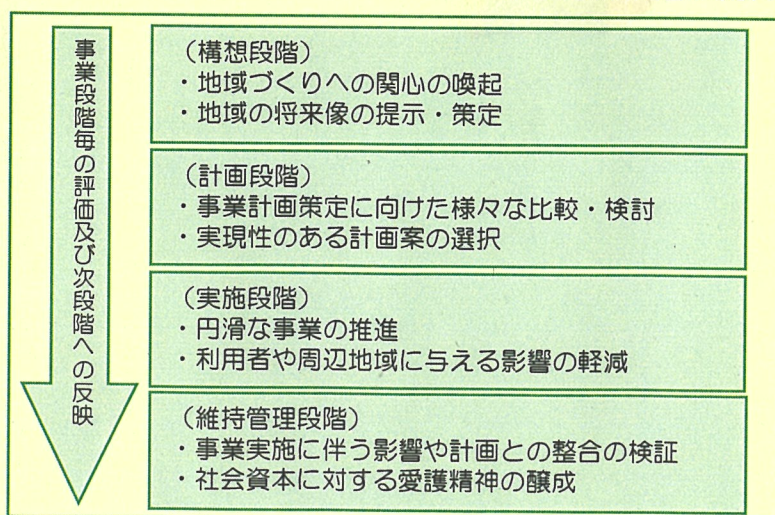
岩手の実情に応じた社会資本提供のイメージ



合意形成プログラム例



◇事業別段階の流れ



合意形成を円滑に進めるためには、行政が、構想段階から維持管理段階までを通じた事業の進め方のアウトラインや各段階毎の合意形成プログラムを地域住民に示す必要があります

- 事業の進め方のアウトラインの提示
- 合意形成プログラムの提示
- 情報公開と情報共有
- 住民参画
- 事業評価

事業の進め方のアウトライン（例）

段階	目的	項目	手法	関係者				
				地域住民	NPO 自治会等	アドバイザー	市町村	県
構想段階	- 関係者間で認識の共有 - 地域住民の意見を反映させた事業構想案の策定	情報公開 情報共有	行政のホームページ 広報誌、回覧板 等	◎	○	○	◎	◎
		住民参画	住民懇談会 等	◎	○	○	◎	◎
計画段階	地域住民の意見を反映させた事業計画案の策定	情報公開 情報共有	行政のホームページ 広報誌、回覧板 パンフレット 等	◎	○	○	◎	◎
		住民参画	ワークショップ 等	◎	○	○	◎	◎
実施段階	事業の円滑な推進に向けた関係者間の合意形成	情報公開 情報共有	行政のホームページ 回覧板、パンフレット、 工事説明板 等	◎	○		◎	◎
		住民参画	現場見学会 等	◎	○		◎	◎
維持管理段階	- 社会資本への愛護精神の醸成 - 維持管理における関係者間の役割分担についての合意形成	情報公開 情報共有	行政のホームページ パンフレット 等	◎	◎		◎	◎
		住民参画	ワークショップ 等	◎	◎		◎	◎

注： ◎ 対象とする ○ 必要に応じて対象とする



地域の実情に応じた社会資本を提供するためのガイドライン適用事業一覧表

振興局名	河川・路線名	工事場所	事業名	所管課	事業内容	H17年度	H18年度(予定)
						事業段階	事業段階
盛岡	主要地方道 紫波川井線	紫波町 日詰地内	特定交通安全施設整備事業・緊急地方道路整備(雪寒)	道路環境課	歩道整備・無散水消雪(くらしのみち)	計画段階	実施段階
花巻	一般県道 北上花巻温泉自転車道線	花巻市星が丘一丁目地内	県単道路維持修繕事業	道路環境課	道路清掃・草刈等	計画段階	計画段階
北上	一般国道 107号	北上市 和賀町堅川目地内	県単凍雪害対策事業	道路環境課	除雪体制の検討(散水消雪施設区間)	計画段階	計画段階
県南広域(本局)	一般県道 北上水沢線	金ヶ崎町 二ツ堤地区	みんなの安心ゆきみちモデル事業(住民参加型歩道除)	道路環境課	歩道除雪(住民参加型)	維持管理段階	維持管理段階
一関	一般県道 薄衣舞川線	一関市 舞川7区	県単道路維持修繕事業	道路環境課	道路清掃 草刈 花壇作り	構想段階	計画段階
千厩	主要地方道 江刺室根線	大東町 大中斉地内	緊急地方道路整備事業	道路建設課	1.5車線の道路整備	実施段階	実施段階
大船渡	二級河川 盛川	大船渡市 盛町 字権現堂地内		河川課	盛川河川敷内のヨシ焼却	維持管理段階	維持管理段階
遠野	一級河川 猿ヶ石川	遠野市 光興寺地内	基幹河川改修事業	河川課	河川整備検討(多自然型川づくりと維持管理)	実施段階	実施段階
釜石	一般県道 桜峠平田線	釜石市 本郷地内	緊急地方道路整備事業 地方特定道路整備事業	道路建設課	道路改良	構想段階	構想段階
宮古	主要地方道 宮古岩泉線	宮古市 字館合地内	緊急地方道路整備事業	道路環境課	歩道整備(幅員2m未満の整備)	計画段階	計画段階
宮古	一般県道 有芸田老線	宮古市田老字 末前地内	緊急地方道路整備事業	道路建設課	1.5車線の道路整備	実施段階	実施段階
岩泉	一般県道 大川松草線	岩泉町 字大川地内	県単除雪事業	道路環境課	歩道除雪(住民参加型)	維持管理段階	維持管理段階
岩泉	一般県道 有芸田老線	岩泉町 肘葛地内	未定	道路建設課	道路改良	構想段階	構想段階
久慈	二級河川 明内川	野田村 野田	統合河川整備事業(総合流域防災事業)	河川課	河川整備検討(放水路)	計画段階	計画段階
二戸	主要地方道 軽米名川線	軽米町 字笹目地内	地方特定道路整備事業	道路建設課	1.5車線の道路整備	計画段階	計画段階
二戸	一般国道 340号他	九戸村 字戸田元村地区	地方特定道路整備事業	道路環境課	歩道除雪(住民参加型)	維持管理段階	維持管理段階
計	16箇所						

今年度は、歩道整備、除雪、道路清掃、河川整備など、県内で16の事業を進めていきます。

道路百科

～第1回～

道路は何のためにつくるの？

A) 道路は、活力ある地域社会の形成、産業の振興を図るうえで最も基本となる社会基盤です。

本県は、首都圏の一都三県※1に匹敵する広大な面積を有し、沿岸地域と内陸地域の間には北上高地が縦走していることから、地域間交流の妨げになっています。

このことから、本県では「広さ」と「険しい峠」を克服し、地域産業の振興と県民の命と生活を守る※2ため

1. 物流拠点である港湾と内陸部とのアクセスの向上を図る道路整備
2. 地震や津波などの災害時に緊急物資などを輸送する経路を確保する道路整備

を重点的に進めています。

※1: 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県を指します。

※2: 今後30年間の宮城県沖地震の発生確率は99%と公表されています。

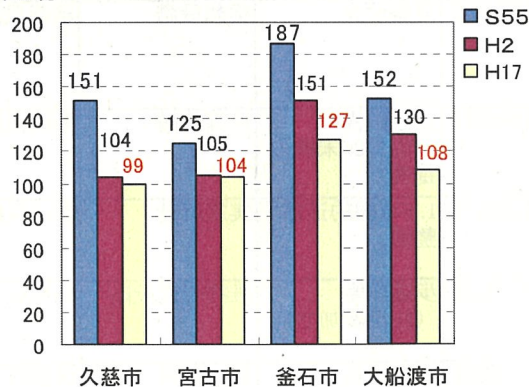


☆トピック☆ ～道路整備で何が変わるの？～

□所要時間が短縮

沿岸部の各都市から盛岡市への所要時間が短縮されました。

単位: 分



□農産物の出荷先が拡大

東北縦貫自動車道の整備により、旧西根町のホウレンソウ出荷量は約40倍に増加しました。



他にも、道路整備による効果として、次のようなものが挙げられます。

- ・道路幅、勾配、カーブなどの改良 ⇒ 安全性の確保
- ・港湾と内陸部とのアクセス性の向上 ⇒ 物流の効率化
- ・観光地への " ⇒ 観光客の増加
- ・救急医療施設への " ⇒ 救命率の向上
- ・渋滞の解消 ⇒ CO₂や有害物質の排出量削減 など

☆次回予告

今回は、「道路はどうやってできるの？」と題し、道路ができるまでの流れを分かりやすく紹介します。



豊かな森と湖に触れながら、楽しく学びませんか！

平成 18 年度「森と湖に親しむ旬間」行事予定

毎年 7 月 21 日から 31 日は、「森と湖に親しむ旬間」です。この旬間は、森林や湖に親しむことによって心と体をリフレッシュしながら、治山、治水及び水資源として森林整備やダム、河川等の重要性について広く学んでもらおうとするもので、期間中は全国のダムと周辺の森林やダム湖において様々なイベントが企画されています。

岩手県においても、県土整備部が管理している 7 つのダムのうち、6 つのダムで旬間に関するイベントが予定されています。

今年度開催されるイベントは、次のとおりです。ダムや発電所の施設見学、木工教室、カヌー体験や稚魚の放流、魚のつかみ獲りなど、子どもから大人まで楽しめる企画を準備しています。

皆様の参加を心からお待ちしております！

入畑ダム(北上市) ① 遊・YOU・入畑 2006！ ・ダム、発電所、岩手中部浄水場の一般公開 ・湖面パトロール ・パークゴルフ 18 ホール ・巣箱、キーホルダー製作 ・木工品の展示会 ② 平成 18 年 7 月 22 日(土) 10:00～16:00 ③ 自由参加岩手県実行委員会北上地区分科会 ④ 北上総合支局土木部(0197-65-2738)	日向ダム(釜石市) ① 日向ダム湖畔の集い ・ダム施設一般公開 ・木工教室 ・ダム湖面パトロール ・グラウンドゴルフ大会 ・子供ニジマス釣り大会 ・自然ウォーキング ・ダム湖畔ウォーキング ② 平成 18 年 7 月 23 日(日) 9:30～14:00 ③ 一部事前申込必要 ④ 岩手県実行委員会釜石分科会 ⑤ 釜石地方振興局土木部(0193-25-2714)
網取ダム(盛岡市) ① 「森と湖・in 網取」2006！ ・植物観察と森林浴 ・木工教室 ・魚(鰻)のつかみどり ・ダム施設の見学 ② 平成 18 年 7 月 26 日(水) 9:00～15:00 ③ 事前申込必要(7/10-7/21) ④ 岩手県実行委員会盛岡地区分科会 ⑤ 網取ダム管理事務所(019-654-4055)	綾里川ダム(大船渡市) ① 綾里川ダム湖畔の集い ・ダム湖周遊タイム宣言ウォーキング ・ダム施設の見学 ・「森林の働きについて」パネル展示 ・郷土芸能披露 ・積み木、丸太切り競争 他 ② 平成 18 年 7 月 30 日(日) 10:00～13:30 ③ 自由参加 ④ 岩手県実行委員会大船渡地区分科会 ⑤ 大船渡地方振興局土木部(0192-27-9919)
早池峰ダム(花巻市) ① 第 14 回「森と湖に親しむ子どもまつり」 ・ダム、発電所の一般公開 ・ウォークラリー ・湖面パトロール ・木工細工教室 ・魚のつかみ獲り、稚魚放流 ② 平成 18 年 8 月 3 日(木) 9:00～13:30 ③ 事前申込必要(締切 7/27) ④ 岩手県実行委員会花巻地区分科会 ⑤ 花巻総合支局土木部(0198-22-4971)	滝ダム(久慈市) ① 長内川・川まつり ・カヌー・カヤック・イカダ体験 ・イワナのつかみ獲り ・リース製作、草笛等製作 ・チェーンソーアート ・ダム施設見学、ダム湖巡視体験※ ② 平成 18 年 8 月 6 日(日) 9:00～15:00 7 月 20 日～7 月 31 日(土・日除き)※ ③ 事前申込必要※ ④ 岩手県実行委員会久慈地区分科会 ⑤ 滝ダム管理事務所(0194-59-3838)

問い合わせ先：「森と湖に親しむ旬間」岩手県実行委員会事務局 河川課 TEL 019-629-5909

TOPICS

小さくもあたたかい表彰式-地域貢献活動表彰

6月14日

県南広域振興局

県南広域振興局土木部では、6月14日（水）「建設工事等の施工功労者への感謝状の贈呈」を行いました。

現場付近の地域との環境美化活動や広報誌により現場情報等を提供する地域貢献が3人、長年の維持管理業務への尽力が1人、併せて4人の受賞となりました。

受賞者

■EC 南部コーポレーション株式会社

山崎世志昭 さん

地元住民に対し「赤金工事通信」を定期発行し、工事の進捗状況や身近な地域情報を提供して地域に開かれた県営建設工事の推進に大きく貢献した。

■株式会社太田建設

及川清治 さん

地元住民に対し「釜石陸橋だより」を定期発行し、工事の進捗状況や身近な地域情報を提供して地域に開かれた県営建設工事の推進に大きく貢献した。

■黒沢建設株式会社

菅原昭治 さん

農道整備事業において、現場圃場水路の清掃活動や地区公民館の花壇づくり等に地元住民と一体となって取り組み、施工地域の環境整備に大きく貢献した。

■株式会社丸謙建設

菊池五郎 さん

道路維持修繕業務に長年従事し適切な判断と卓越した指導力をもって道路施設の安全確保に尽力し他の模範となる。

贈呈式では、菊池部長からそれぞれの活動に感謝の言葉を述べさせていただき、感謝状の贈呈を行いました。また、その後開催された受賞者との懇談の席では、こんな意見がありました。

- ・いつも枕元には携帯電話を置いている。
- ・雨の日などはいつ呼び出しがあるかわからないので時間があつたらまず眠るようにしている。
- ・地元の人から、発刊を重ねることにより「先月号を見えなくしたからいただけますか」と言われるようになった。
- ・チラシの各戸配布は班長さんに頼んだが、初めは少し迷惑そうな表情をされる場面もあった。
- ・最初は、「お前たちだけの道路でないぞ」と作業の為の路上駐車を叱られたが、何度もお会いしているうちに作業を行っていると言われジュースやお茶を提供していただくようになり、うれしかった。

建設業をとりまく環境が厳しさを増す中、受賞者との懇談はとてもあたたかいものでした。



(授賞式の様子)

■問い合わせ先

県南広域振興局土木部

TEL: 0197-22-2881

雪谷川の河川清掃

6月4日

二戸地方振興局

軽米町内の雪谷川（軽米町横井内～萩田橋付近）で河川内の清掃（ゴミ拾い）を行いました。

当日は晴天の下、軽米町建友会や漁協、地元愛護団体等、総勢約90名での清掃活動となりました。

二戸地方振興局からも、26名の職員がボランティアとして参加しました。皆さんの力で、綺麗な雪谷川を取り戻すことができました。



隅々まできれいに



いろいろなゴミがありました

■ 問い合わせ先

二戸地方振興局土木部

TEL: 0195-23-9209

御所湖統一清掃

6月11日

盛岡地方振興局

「御所湖周辺春の統一清掃」が実施されました。統一清掃は、20年以上にわたり、年2回行われます。みんなが湖をそして地域を気持ちよく利用できるように、日曜日の早朝にも関わらず、約500人の参加者が、繁地区や雫石町の御所湖周辺の清掃活動に取り組みました。

県の職員も約25名参加し、御所湖広域公園塩ヶ森水辺公園を担当しました。

きれいになった御所湖では、7月30日、恒例の花火大会も開かれる予定です。

■ 問い合わせ先

盛岡地方振興局土木部

TEL: 019-629-6643



皆さんおはようございます。



ゴミがいっぱい出ました。

早池峰ダムの見学会を開催

6月25日 県南広域振興局花巻総合支局

早池峰ダムの見学を実施しました。

午前の部は参加者 23 名 午後は参加者 3 名、計 26 名の参加が得られました。

青空の下、ダムの周辺を歩いた後は、エレベーターを使ってダムの堤体（ダムの底の部分）まで行き、暗くひんやりとした世界を探検しました。

ダムの水を使って発電する早池峰発電所も見学しました。

参加者からは、「毎秒 320 t の水がダムに流れ込むのは、どれくらいの雨が降った時ですか？」など、なかなか難しい質問もされました。

（毎秒 320 t の水というのは、100 年に 1 回の大雨で最大この位の水が流れ込むであろうという数値です。）

次回のダム公開は 10 月 22 日（日）です。申し込み不要の現地集合です。



ひび割れなどダム内部に異常がないか点検する監査廊の中を歩きました。



早池峰発電所は、ダムの水を使って 1 年間でおよそ旧大迫町の全世帯約 2,000 世帯分の電力を発電します。

問い合わせ先

県南広域振興局花巻総合支局土木部

Tel: 0198-22-4971

平成 18 年度岩手県水防協議会を開催

5月26日

河川課

今回は、「平成 18 年度岩手県水防計画について」審議されました。

詳しい議事録はこちら

http://www.pref.iwate.jp/~hp0605/hp0605/suiboukyougikai/index_suibou.htm

※「水防計画」とは

洪水又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため県下の各河川、海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡、輸送及びダムまたは水門の操作、水防のための水防団、及び消防機関等の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、住民の避難等について大綱を示したもの。

お知らせ Information

＝ 参加してみませんか ＝

○ユニバーサルデザインって何

第2回住まいる講座開催

今回のテーマは、ユニバーサルデザイン。
どなたでもご参加いただける講座です。

■日時・場所

7月11日（火）13：30～16：30

アイーナ（いわて県民情報交流センター）

5階501会議室

（盛岡市盛岡駅西通1-7-1）

■内容

・ユニバーサルデザインとトイレ

～まちの中で、すまいの中で～

講師 小林 純子（設計事務所ゴンドラ代表）

全国各地の商業施設、駅、学校などの公衆トイレ
の設計を手がけ、トイレ設計の第一人者といわれる。

・あなたにやさしい住まい

～リフォームとすまいの工夫～

講師 桜田 文昭 氏（美建設計事務所代表）

英国・日本合同プロジェクト「Japan2001 M
INKA再生」に参加、王立キューガーデンに日本
民家を移築。

■入場無料

■定員 90名 事前申し込みが必要です。

■申し込み・問い合わせ

いわてハウジングフォーラム事務局

（（財）岩手県建築住宅センター）

TEL：019-623-4414

<http://www.jutakuplaza.com/new/index01.html>

お知らせ



～やさしい住まい～

＝ 発行物情報 ＝

○いわて出張所広報「いわて出張所通信第16号

八幡平市（旧西根町、旧安代町、旧松尾村）・岩手町・
葛巻町を管轄するいわて出張所通信を発行しました。

[http://www.pref.iwate.jp/~hp1307/tusin\(H18.7.1\).pdf](http://www.pref.iwate.jp/~hp1307/tusin(H18.7.1).pdf)

■問い合わせ先

盛岡地方振興局土木部岩手出張所

TEL：0195-62-2888

みんなの声

opinion/idea/proposal/recommendation

渋滞する箇所を調査し、整備してほしい。

2006/4/12/文書

県内の渋滞対策については、道路を管理している国、県、市町村で構成する「岩手県渋滞対策推進協議会」において、主要な渋滞ポイントの渋滞状況や道路整備等の情報を交換し、効率的な道路整備を進めています。

なお、渋滞対策工事については、厳しい財政状況の中で「選択と集中」により整備効果の高い箇所に重点投資し早期完成を図るなど、鋭意渋滞緩和に努めています。



opinion/idea/proposal/recommendation

- ・国道 343 号一関東山町田河津近辺の法面（のりめん）整備
- ・国道 456 号重点的に整備してほしい
- ・県道 19 号一関大東線千歳橋付近のチェーン脱着所・もしもしピットの看板を設置してほしい。

2006/4/17/フリーダイヤル

御提言のありました国道 343 号田河津地区の法面（のりめん）については、道路に一部の土砂が崩れ片側交互通行としています。現在、法面には、亀裂の発生や土砂の移動した部分が発見されていることから、交通規制を継続するとともに、詳しい調査を行ない、早期に復旧するよう努めています。

国道 456 号については、平成 18 年度は、花巻市石鳥谷町関口地区、奥州市江刺区中堰地区にて道路改築事業、紫波町彦部地区にて交差点改良事業、花巻市東和

町落合地区、奥州市江刺区大日前地区、一関市千厩町島越地区にて歩道整備事業を進めています。その他の区間については、県全体の道路整備計画の中で公共事業予算の動向をも見極めながら検討していきます。

一関大東線千歳橋付近のチェーン着脱所は、平成 16 年度から整備しています。平成 18 年度は、チェーン脱着所及びもしもしピットの看板等を整備しており、9 月末完成を予定としています。

opinion/idea/proposal/recommendation

県営住宅入居者の暴力行為について、平成 18 年 4 月 12 日（水）の夜県営住宅住人が酒乱で扉を蹴ったり、暴言（殺す等）を言ったりと、ひどく暴れ周った。盛岡地方振興局土木部とアイーナの建築住宅センターに相談したが、たらいまわしにされただけで何の解決にもならず（本人は早急に他の県営住宅へ移りたいとの事）、土木部には危険人物がいると報告しているのに野放しにしておくのか。きちんとした指導をしてほしい。

また、危険が多くなっているのを、県営住宅全部に防犯カメラの設置をするべきだ。

2006/4/18/フリーダイヤル

入居者の迷惑行為について、さぞや不安を抱かれたこととお察しします。また、本件に係る職員の不適切と思われる発言があったとすれば、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

盛岡地方振興局土木部において、直ちに当該入居者から情報提供者名を伏せて事情を聞いたところ、御迷惑をかけたことを確認しましたので、厳重に注意したところです。その際に相手から謝罪の意思表示がありました。

県では、常日頃から県営住宅の入居者に対し、他の入居者の迷惑とならないよう注意をしていますが、再びこのような行為等が発生した場合には、事実行為を明らかにするためにも警察署へ早急に通報していただきたいと考えています。

他の県営住宅への入居については、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことなど公営住宅法に規定されている特別の事由がある

場合を除きできないことになっておりますので御理解願います。

なお、全県営住宅に防犯カメラを設置することについては、設置条件や監視体制などの難しい課題があり、また、財政的にも困難な状況ですので、御理解をお願いします。

今後とも入居者の皆様が、快適に生活を送ることができるよう県営住宅の適正な管理に努めて参ります。



opinion/idea/proposal/recommendation

盛岡市乙部と矢巾町を結ぶ、県道大ヶ生徳田線の徳田橋の老朽化が進んでいる。上橋の濫欄部分のコンクリートが剥がれている所もある。現在、徳田橋の架け替えを計画していて、既にう廻路も確保(都南大橋、都南中央橋、長徳橋)されている。いつ橋が落ちてしまうのかわからない状況なので、物流や生活の動脈としての機能が失われるのは覚悟の上で、徳田橋の架け替えの為の全面通行止めを行うべきだ。

2006/4/18/電子メール

本路線については、現在徳田橋架け替えのための調査を実施しており、今後は引き続き関係機関との協議を進めるとともに、予算の状況を見ながら事業着手に向けて公共事業評価などの手続を進めていきます。

欄干部分のコンクリートの劣化については、架け替えまで相当の期間が見込まれるため、地域生活を支える当橋の重要性を踏まえ、引き続き適切な維持管理に努め、安全で円滑な交通の確保を図っていきます。

opinion/idea/proposal/recommendation

空港をよく利用していますが、駐車場について提言があります。駐車場が建物から離れているのは仕方ありませんが、駐車場出口付近の歩道(屋根がかかっている近く)の駐車禁止ゾーンに、い

つも同じ車が止まっているようです。便利がよい場所では利用客(特に体が不自由な方)に提供すべきです。

また、タクシーの運転手の印象が良くない。客商売をしている所なのかと思ってしまう。お金をかけなくても出来る、基本的なことが欠けているように感じます。

2006/4/24/電子メール

いわて花巻空港をご利用いただきありがとうございます。

いわて花巻空港の一般駐車場出入口付近は、車輛の円滑な通行と事故防止の観点から、駐車禁止区域(ゼブラゾーン)としています。御提言を踏まえ、新たに駐車禁止の表示を行うなど、さらに注意を喚起し、ルールの徹底を図ります。

また、空港に乗り入れているタクシーの接客等については、御提言の内容を関係機関に伝えるとともに改善に取り組むよう申し入れます。



opinion/idea/proposal/recommendation

築川ダム建設事業における基本高水流量の精査に関する申入書

岩手県大規模事業評価専門委員会は、「治水計画の基本となる基本高水流量について流域住民の理解を更に得るよう精査を行い、その結果を専門委員会に報告するように意見を付す」との答申を行いました。

この答申に対する岩手県の対応方針は、「(1)基本高水流量に係るこれまでの検討内容について、河川工学の専門家に確認していただき、必要がある場合には追加検討を行う。(2)この確認や検討結果を分かりやすくまとめて公表するなど、流域住民等に、より一層理解を深めていただくよう努めていく。(3)上記の結果を専門委員会に報

告する。」とされています。

岩手県の対応方針について、下記の理由により次のことを申し入れます。

- (1) 岩手県は、専門委員会における審議の趣旨に則り、基本高水流量を精査するための専門家委員会を設置し、その審議を住民に公開すること。
- (2) 仮に新たな委員会を設置しない場合でも、河川工学の専門家による確認にあたっては、住民の参加と公開のもとでこれを行い、住民に意見表明の機会を与えることを予備的に要望します。

2006/4/25／文書

1について

岩手県大規模事業評価専門委員会の首藤委員長（当時）と協議の結果、県が行っている基本高水流量の決定手法は最新の河川砂防技術基準に照らしても妥当であること、基本高水流量 780m³/s については県内の他の河川と比較しても概ね妥当であること、さらに築川流域懇談会治水小委員会で相当の議論を重ねていることを考慮し、新たな委員会を設置せず、築川の治水計画に関わりの深い河川工学の専門家である首藤、堺岡教授から指導を得ながら、県が基本高水流量の精査を行うこととしました。

2について

基本高水流量に係る追加検討を概ね平成 18 年 6 月を目途に行い、検討結果をわかりやすくまとめ、築川ダムのホームページ等で公表するとともに、必要に応じて流域住民等の皆様に直接説明する機会を設け、その際に意見をいただくこととしています。

なお、詳しくは、築川ダムのホームページに記載している「大規模事業評価専門委員会からの築川ダム建設事業の答申における付帯意見に対する今後の進め方について」をご覧ください。

(HPアドレス ; <http://www.pref.iwate.jp/~hp1308/>)



opinion/idea/proposal/recommendation

橋梁の調査点検・補修補強設計業務の県内業者への発注について、ご検討、ご配慮をお願いいたします。

2006/4/25／部局長等要望

業務の実施に当たっては、それぞれの業務の難易度に応じた専門的な知識と技術力が要求されるものであり、これまでも、県内企業の受注機会の確保に配慮しています。

今後とも、県内企業で受託可能と認められる業務については、県内優先発注を原則として、その技術力を適正に評価し、公平性、競争性を確保しながら県内企業の受注機会の確保に努めていきます。

平成 18 年 4 月に、県土整備部に寄せられた県政提言への取り組み状況について掲載しました。

ご提言いただきありがとうございます。

“みんなで創る” みんなの県土

これからも皆様の声を大切に、県土づくりを進めてまいります。